

## 令和3年度インフルエンザ予防接種補助のご案内

インフルエンザは、突然現れる高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が強いのが特徴で、併せてのどの痛み、鼻汁、咳(せき)などの症状も見られます。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれんなどを併発し、重症になることがあるのも特徴です。

当健保組合はこの予防対策の一環として、インフルエンザ予防接種を奨励するためにワクチン接種費用の一部を補助いたします。

### ○ 対象者

ワクチン接種時に、ポーラ・オルビスグループ健保組合に加入している被保険者・被扶養者

### ○ 予防接種の対象期間

令和3年10月1日(金)～令和3年12月31日(金)

※補助金申請締切日 : 令和4年1月6日(木) 健保組合必着

### ○ 補助金額

複数回接種しても合算で1人3,000円の上限で補助金を支給いたします。

尚、接種費用が3,000円未満の場合は実費補助となります。

### ○ 実施方法

1. 事業所での集団接種
2. 一般医療機関による接種
3. 契約医療機関による接種(下記参照)

### ● 契約医療機関

健保組合では令和3年度においても全国の医療機関(約3,400ヶ所)が加入している団体(東振協)と契約を結び、一部少ない費用負担で受診頂けます。(契約機関健保イントラを参照)

#### <申込方法>

1. **契約医療機関一覧表**より、**予防接種を受ける医療機関**へ予約をしてください。
2. **東振協 HP アドレス**を入力 → <http://www.toshinkyoo.or.jp/> → 「東京都総合組合保険施設振興協会」より → 「イントラ予防接種」を選択し、下部にある「発行申し込み」を選択
  - ① 健康保険組合の保険者番号を入力 **保険者番号「06137517」**  
保険証に記載してある0で始まる8桁の番号です。
  - ②各都道府県画面より、予防接種を受ける医療機関を選択
  - ③「インフルエンザ予防接種利用券発行」画面で必要項目を入力
  - ④利用券を印刷する。
3. 予防接種を受ける際、**必ず医療機関に保険証を提示して、利用券を提出してください。**

◆ 契約医療機関で接種した場合（東振協利用）

例) 予防接種料金 3,500 円の場合 3,500 円 - 3,000 円 = 500 円

- ・ 3,000 円は健保負担のため、窓口では請求されません。  
従って、健保への補助金申請（領収書提出）は不要です。  
500 円の自己負担分を窓口へお支払いください。
- ・ 予防接種料金が 3,000 円以下の場合は無料となります。

◆ 一般の医療機関で接種した場合（東振協契約先以外）

- ・ 従来通り健保への補助申請が必要です。

## ○ 申請書類

### ■ [インフルエンザ予防接種補助金申請書](#)

### ■ [\(任意継続被保険者用\)インフルエンザ予防接種補助金申請書](#)

■ 集団接種事業所は、それぞれの案内・申請手順に従ってください。[集団本人](#) [集団家族含む](#)

インフルエンザ予防接種申請書に必要事項を記入し、領収書（原本）を添付して

事業所健保担当或いは出向先事業所健保担当を通じ健保組合へご提出ください。

※領収書にはインフルエンザ予防接種代、接種年月日、医療機関名、接種者氏名、金額の記載が必須となります。

## ○ 精算

- ・ 今回補助金は原則として全員「令和4年2月の給与」に加算して支給します。

### 《必読》令和4年2月以前に退職予定の方

- ・ 補助金申請書を提出後、退職された方につきましても在職時の給与口座へ、令和4年2月末日迄に健保より直接補助金を振込いたします。在職時の口座利用ができない事情のある方のみ、別の振込口座と退職予定年月をご記入ください。
- ・ 退職後の在職時給与口座・本人申請振込口座等、記載に誤りがある場合は、補助金の支払いができない場合がありますのでご注意ください。



[新型インフルエンザ対策関連情報\(厚生労働省\)](#)

## ○ 予防の基本は

### □ インフルエンザの流行前に

- ※ インフルエンザワクチンの接種  
(特に 65 歳以上の高齢者、持病のある方など)

### □ インフルエンザが流行したら、

- ※ 人込みや繁華街への外出を控える
- ※ 外出時にはマスクを着用
- ※ 室内では加湿器などを使用して適度な湿度に
- ※ 十分な休養、バランスの良い食事
- ※ 外出時にはマスクを利用

※ うがい、手洗の励行

※ 咳エチケット

□ **もし、かかったら…**

※ 早めの受診

※ 安静と休養

※ 十分な水分の摂取

※ マスクの着用

※ 外出の自粛

□ **薬の使用にあたっては…**

※ 用法(用い方)、用量(用いる量)、期間(用いる日数)を守る